

エキノコックス症患者調査実施要領

1 目的

本道におけるエキノコックス症の発生状況や原因等を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項及び北海道エキノコックス症対策実施要領第2の5に基づきエキノコックス症患者の調査を実施する。

2 調査内容

別に定めるエキノコックス症患者票（以下「患者票」という。）（別紙様式1）による。

3 実施方法

- (1) 法第12条第1項第2号に基づく医師からの届出を受けた保健所（以下「届出受理保健所」という。）は、エキノコックス症患者に対し調査について理解を求め、協力を得つつ、調査を実施する。
なお、患者の居住地が他の保健所が所管する区域の場合にあっては、届出受理保健所は、届出医師に対する調査実施後、患者票及び四類感染症発生届（写）を、患者の居住地を所管する保健所（以下「居住地保健所」という。）へ送付し、居住地保健所が、エキノコックス症患者に対し調査を実施する。ただし、患者が届出保健所が所管する区域に所在している場合などは届出受理保健所が調査を実施することを妨げない。
- (2) 届出受理保健所は、届出医師に対しエキノコックス症患者に関する調査を行う旨を伝えるとともに、調査について理解を求め、協力を得つつ、患者（届出）情報及び診断方法・所見等の調査を実施する。
なお、調査に当たっては、北海道エキノコックス症対策協議会（以下「協議会」という。）に設置している患者調査専門部会（以下「部会」という。）から届出医師に対し照会する場合がある旨について理解を求める。
- (3) 患者の調査を行う保健所は、エキノコックス症患者に対し部会が感染状況等の調査を行うことについて理解を求め、同意書（別紙様式2）により同意を得るとともに、生活環境等の調査を実施する。
- (4) 患者の調査を終了した保健所は、患者票、四類感染症発生届（写）及び同意書を速やかに 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課（以下「感染症対策課」という。）へ送付する。
- (5) 感染症対策課は、患者票及び同意書を保管するほか、患者票（写）及び同意書（写）を北海道立衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）へ送付する。
- (6) 衛生研究所は、患者票（写）に基づき患者データの集積を行い、集積結果を同意書（写）とともに感染症対策課へ報告する。
- (7) 部会は、同意を得ている患者の集積結果に基づき調査を行い、患者が特定される情報を除く調査結果について、協議会へ報告する。
- (8) 患者票の保存期限については、永年保存とする。
- (9) 感染症対策課は、協議会の審議結果を踏まえ、必要に応じて調査に関する結果等の情報を関係保健所等へ提供する。
- (10) 感染症対策課は、調査の結果、エキノコックス症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて、法第15条第8項に基づき厚生労働省へ報告する。
- (11) 保健所は、必要に応じて調査に関する結果等の情報を市町村へ提供する。

附 則

この要領は、平成12年 9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 3日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年（2023年）10月 3日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に作成されている患者票または同意書がある場合は、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。